

No. **116**

2012.7

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



国宝 松本城



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 国宝 松本城

松本城は、安土桃山時代末期から江戸時代初期に建造されました。

天守は国宝に指定され、城跡は国の史跡に指定されています。松本城と呼ばれる以前は深志城(ふかしじょう)と呼ばれていました。別名烏城(からすじょう)とも呼ばれる。

写真提供：(広報部員 高見澤一俊)



目 次

定時総会開催報告	2
会長のページ	5
暴力団等排除対策委員会を設立	7
日本政策金融公庫県下4支店と中小企業等支援に関する覚書を調印	8
業 務 資 料	9
・ 行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について	9
・ 「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について	10
・ 保険未加入企業への減点措置の改正に係る経営事項審査の留意事項について（通知）	11
・ 国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて（通知）	13
・ 経営事項審査基準の改正に係る平成25・26年度建設工事入札参加資格定期審査時の取扱いについて（通知）	22
・ 改正法施行に係る主な変更点等について（改正入管法）	23
北陸運輸局からの自動車登録担当業務委託事業報告	30
法律知識の勘違い！ season 2	36
お 知 ら せ	38
・ 綱紀委員の異動	38
・ 会則改正について	38
・ 各部会行事予定表	39
・ 長野県行政書士会ホームページについて	40
・ 平成24年度行政書士試験のご案内	40
・ DVDの注文	41
・ 行政書士PRパンフレットの注文	41
・ 斡旋物一覧表	41
会 議 報 告	42
長野県行政書士政治連盟のページ	49
会 員 の 動 き	51
・ 入会	51
・ 退会	51
・ ご逝去	51
編 集 後 記	52
115号クロスワード★ パズルこたえ	52
会 員 投 稿	53

定時総会開催報告

平成24年度定時総会が5月22日（火）午前10時より、松本市の松本東急インで開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 日野総務部員

2 正 副 議 長 議 長 石井喜博代議員（松本支部）
副議長 北原一男代議員（伊那支部）

3 議事録署名人 小山まさ枝代議員（長野支部）、宮下幸吉代議員（長野支部）

4 議案審議

- | | | |
|-------|-----------------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成23年度事業報告 | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第2号議案 | 欠損処分 | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第3号議案 | 平成23年度決算報告 | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第4号議案 | 会則の一部を改正する会則(案) | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第5号議案 | 平成24年度事業計画(案) | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第6号議案 | 平成24年度予算(案) | 賛成多数により可決承認されました。 |
| 第7号議案 | 綱紀委員の選任 | 賛成多数により可決されました。 |



山崎会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



感謝状授与



受賞者代表謝辞

平成24年度受賞者名簿

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

松 島 良 文 (長野)

以上 1名

○長野県行政書士会会長表彰状

小 山 秀 典 (上田) 水 野 和 雄 (上田) 緑 川 雄 三 (上田)
山 下 武 司 (飯田) 篠 平 耕 二 (松本) 松 本 敦 子 (長野)

以上 6名

○長野県行政書士会会長感謝状

手 川 芳 雄 (佐久) 小 山 美也子 (佐久) 田 中 哲 夫 (上田)
並 木 卓 造 (上田) 石 井 喜 博 (松本) 高見澤 一 俊 (松本)
諸野脇 宏 幸 (長野)

以上 7名

※敬称略、()内は、所属支部名

平成24年度定時総会 祝辞のことば あれこれ

平成24年度の定時総会が、5月22日（火）松本市 松本東急インにて開催されました。行政書士に対してのご来賓のお言葉で心に残った事を少しご紹介致します。

★住人に対するの利便性に感謝します。社会から期待される行政書士として、ニーズに的確に応えられるため、社会的信用を高めるよう、サービス・公共性を重んじパイプ役として誠実かつ真摯に取り組み役割を果たして下さい。

★総会、大会誠におめでとうございます。代読ですが、長野県行政書士会で無料相談会を行っている事に対し感謝致します。複雑、多様化する社会の橋渡しとして“頼れる街の法律アドバイザー”として各種事業を行う中でサポートをお願いしたい。

★“街の法律家”として、精進して下さい。

★活発な活動に対し活躍をお祈りします。士業同志互いに交流をして行きましょう。ADRセンター（平成20年に立ち上げました）を活用し、困難な問題に対しお互いに協力して行きましょう。

“街の法律家”というお言葉を伺った時には、耳を疑いまして他の先生方に聞いて回りましたが、やはり間違いではありませんでした。少しずつですが、認められてきている事を感じております。この言葉に恥じないように、能力担保に向けて精進して行きたいと思いました。

（広報 小口）



表彰式典にて



北山孝次日行連・日政連会長を囲んで



田立の滝開き行事で天狗の装束を着た山崎会長

行政書士諸君、倫理を守れ！

会長として誠に遺憾ながら、行政書士会員が関係する苦情事案や不祥事が昨今増加しています。

業務内容や報酬額をめぐるトラブルに始まり、他士業の業務に抵触した事案や日常生活上の行為規範を欠落した事案などが会に寄せられて来ます。

このほど長野県からも「貴会会員に対する指導の徹底について」の指導文書が送達されました。これら一連の事態を受けて、本会としては6月の理事会で報告すると共に、全会員に通達し、7月に倫理に関する研修を開催する等、不祥事に対しては毅然と対応します。

市民の正当な権利義務を尊重し擁護する立場として、常に自らを律して心を引き締めて業務に当たって欲しいことを改めて会員にお願いしたいと思います。

地域に溶け込む行政書士に！

日本の滝100選に選ばれている木曾郡南木曾町の「田立の滝」で4月28日に恒例の「滝開き」が行われ、今年還暦を迎える者の中から選ばれて天狗の白装束を纏いました。

当日は安全祈願の神事が行われ、長刀（なぎなた）で注連縄（しめなわ）を切って田立の滝への遊歩道をオープンしました。天狗の面は木彫りで眼鏡が掛けられないため、近視の私には距離感がつかめず、高さが10cmの一本歯の下駄で立って歩くのも容易ではありませんでしたが、ここは一生一度の体験、なんとか下駄の真ん中に体重を乗せて役目を務めました。



行政書士の仕事は、地域に溶け込むところから始まるというのが私の考えです。儲け主義の妙な広告や勧誘で仕事を「取る」のではなく、ボランティアを含め地域の日ごろの活動に参加していると、何とか生活できる程度の仕事を「いただく」けるようになります。報酬も「取る」のではなく「いただく」という感覚が必要だと思います。

そして、地域活動や誠実な仕事を通じて信頼が高まり、仕事が増えていくにつれて人を裏切らない倫理感やコンプライアンスの感覚が熟成していきます。

人は一人では生きられず、私たち行政書士も、人がいて、人から依頼されて、仕事をいただいて生活しています。

金！金！と稼ぎまくる行政書士よりも、安定して仕事を続けられる行政書士、倫理観と向学心を持って仕事を丁寧に幅広くこなせる行政書士が増えていくことを強く願っています。



当面の主な事項

① 長野県行政書士会暴力団等排除委員会の設立

6月18日に、支部長8名に委員を、県警本部刑事部組織犯罪対策課長と暴力追放県民センター専務理事を顧問に委嘱して委員会を発足します。(詳細は別掲の記事参照)

② 日本政策金融公庫との覚書を締結

同公庫本部と日行連の覚書締結を受け、長野会も6月18日に日本政策金融公庫の県下4支店との覚書を調印し、相互の業務紹介を図ります。(詳細は別掲の記事参照)

③ 日行連の定時総会に注目・・・焦点は日業連会費値の上げ！

6月21日に福井県で開催される日行連定時総会の焦点は、一人月額1000円の会費を1500円に値上げする案の賛否で、3分の2以上の賛成が必要になります。

長野会から日行連へ納入する会費は、現在会員数約1000人で毎月約100万円、年約1200万円ですが、月500円上がると年間で約1800万円になります。

会費値上げ理由は「日本行政」6月号に掲載されていますが、値上げするには全国の会員が納得する十分な根拠が必要なこと、長野会では会館の返済金を抱えていること等を理由として、私は日行連の理事会では賛成しませんでした。

仮に日行連の定時総会の場で可決されれば、長野会としてはその後の対応を真剣に検討せざるを得なくなります。

④ 国土交通省の住宅セーフティネット基盤強化事業補助金を申請

長野会として初めて同事業に申請します。採択された場合にはADR手続実施者を中心に県下8支部で相談事業を展開する計画です。

暴力団等排除対策委員会を設立

平成24年6月18日（月）午前10時30分から長野県行政書士会館において長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会の設立式が行われました。

はじめに山崎会長から各委員及び顧問に委嘱状が交付され、副委員長を互選した後、会長が「暴力団排除宣言」を朗読し、続いて各顧問の先生方からご挨拶をいただき、県警本部暴力団排除推進室の神林徹警部による説明と質疑応答が行われました。

今後は必要に応じて暴力団に関する情報の提供等を受け、長野県行政書士会として暴力団等の反社会的勢力に毅然と対応していくと共に、8支部の支部長を窓口として会員からの相談に対応していきます。

長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会委員（敬称略）

委員長	本会 会長・松本支部長	山崎 隆二
副委員長	本会副会長・諏訪支部長	坂本 勇喜
委員	本会副会長・北信支部長	高田 勝男、本会副会長・長野支部長
	靄見信一、本会副会長・佐久支部長	佐藤 勉
	上田支部長 窪田建男、伊那支部長	香山百合子、飯田支部長 清水 博
顧問	長野県警察本部刑事部 参事官	組織犯罪対策課長 三石 昇史
	公益財団法人長野県暴力追放県民センター専務理事	舞沢 正志
		（任期は平成25年の定時総会終結の時までです）

長野県行政書士会 暴力団排除宣言

私達長野県行政書士会会員は、「長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会」の設立趣旨にのっとり、

☆ 「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」の暴力団追放四ない運動を実践する

☆ 暴力団による不当な要求は断固拒否する

☆ 関係機関との緊密な連携と一致団結した会員相互の協力体制を確立する

以上のことを遵守し、暴力団の介入しない安全で安心できる健全な行政書士業務及び積極的な暴力団排除活動を推進し、市民の安全に寄与することをここに宣言します。

平成24年6月18日

長野県行政書士会 暴力団等排除対策委員会 委員長 山崎隆二



山崎会長より委嘱状の交付



暴力団排除宣言の朗読

日本政策金融公庫県下4支店と中小企業等支援に関する覚書を調印

平成24年6月18日（月）午後1時30分から長野県行政書士会館において本会と(株)日本政策金融公庫の県下4支店との間で「中小企業等支援に関する覚書」の調印式が行われました。

これは、3月29日に日行連と同公庫本部が覚書を締結したことを受けたもので、県によっては日行連の覚書をそのまま協力文としているところもありますが、長野県行政書士会では、県内各地で中小企業等の支援に関する協力関係を構築することで、会員、同公庫及び県民の利便に資することを目的に、長野・松本・伊那・小諸の4支店と覚書を締結しました。



(株)日本政策金融公庫役員の皆様

概要としては、中小企業等への融資や許認可手続等の情報提供、本会と同公庫相互の研修等への講師派遣、地域経済や動向に関する情報交換、個別企業からの相談への対応、その他中小企業支援に寄与する事項です。

具体的には、公庫の融資を受けたい場合に許認可がない個人・零細企業への行政書士紹介、農地転用に必要な融資の紹介などの協力が想定されますが、行政書士会員の事務所の改築移転等にも活用できます。また、企業の知的資産経営に関するアドバイスや業務受託など中小企業支援について多面的な協力関係を構築していくものです。

会員の皆さんへの具体的な問合せ窓口は、決まり次第お知らせします。



覚書の概要説明をする山崎会長



覚書の調印

業 務 資 料

法務省民一第972号
平成24年4月16日

日本行政書士連合会会長 殿

法務省民事局民事第一課長

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の 範囲について（回答）

平成24年4月3日付け日行連発第34号をもって照会のありました件につきましては、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、貴見のいう「職務上」とは、行政書士法に基づく業務の範囲に限られることを念のため申し添えます。

日行連発第 227 号
平成24年5月18日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
総務部
部長 中村 利雄

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の 範囲について

行政書士又は行政書士法人は、戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき、受任している業務の遂行上必要な場合に、依頼者についての戸籍法第10条の2第1項各号に規定された事項を明らかにしたうえで、依頼者等の戸籍謄抄本等を請求することができますが、その交付請求できる範囲が依頼者の直系に限られるのか否かについて、法務省民事局民事第一課宛に下記のとおり照会をいたしました。

法務省民事局民事第一課からは、この照会に対し、行政書士法に基づく業務範囲でかつ戸籍法第10条の2第1項により依頼者自身に請求が認められる範囲である限り、傍系も含めた第三者の戸籍謄抄本等の請求ができると解して差し支えない旨の回答が、別紙のとおりございましたので、ご案内いたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等ご対応方をお願いいたします。

記

<法務省民事局民事第一課宛の照会内容>

戸籍法第10条の2第3項に基づき、行政書士又は行政書士法人が他人の依頼を受けて、職務上、戸籍謄抄本等の請求を行う場合に、戸籍謄抄本等を交付請求できる範囲は、依頼者自身に請求が認められる範囲に限られるとともに、その範囲である限り第三者の戸籍謄抄本等の請求をすることも可能であると解してよいか。

○別紙資料

- ・「行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について（回答）」（法務省民一第972号 法務省民事局民事第一課長）
- ・「戸籍法参考条文（第10条、第10条の2関係）」

以 上

日行連発第190号
平成24年5月10日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 岸 本 敏 和

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び
「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
の一部を改正する告示」について

平成24年5月1日付で、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」が公布されました。同法令施行は下記の通り予定されております。

日行連会員HPにも当該情報を掲載いたしますので、各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、詳細については国交省HPをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

記

<平成24年7月1日施行>

- ① 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化（規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係）
- ② 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価（規則様式第25号の11及び告示附則関係）
- ③ その他所要の改正

<平成24年11月1日施行>

- ① 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第4条及び様式(新)第20号の3関係）
- ② 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加（規則第14条の2及び第14条の4関係）

以 上

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

保険未加入企業への減点措置の改正に係る経営事項審査
の留意事項について（通知）

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省令第 52 号）及び建設業法第 27 条の 2 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省告示第 523 号）が制定され、平成 24 年 7 月 1 日から施行されます。

これに伴い、経営事項審査において、保険未加入企業への減点措置が改正されますので、経営事項審査の申請、経営規模等評価再審査の申立て等について、会員各位への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

- (1) 経営事項審査の評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」を、「健康保険加入の有無」と「厚生年金保険加入の有無」に区分し、各項目ごとに審査する。
- (2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大して、それぞれ△40点として評価する。
(例えば、3 保険すべてに未加入の場合：現行△60点 → 改正後△120点)

2 経営事項審査申請等の受付

- (1) 旧申請書の受付
改正前の経営事項審査申請等（経営規模等評価申請、経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求）の申請書の受付については、平成 24 年 6 月 30 日をもって終了するものとします。
- (2) 新申請書の受付
改正後の経営事項審査申請等の申請書の受付は、平成 24 年 6 月 18 日から行うものとします。

3 経営規模等評価再審査の申立て

- (1) 「経営事項審査基準の改正に係る平成 25・26 年建設工事入札参加資格定期審査

時の取扱いについて（平成 24 年 5 月 28 日付け 24 建政技第 80 号建設部長通知）」により、平成 24 年 6 月 30 日以前に、平成 23 年 10 月 2 日以降を審査基準日とする経営事項審査を旧基準で申請した者（平成 25・26 年度建設工事入札参加資格の申請を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の者に限る。）については、経営事項審査の再審査を行う必要があります。

（注）「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の者」には、いずれか一の保険に未加入の者を含みます。

- (2) 経営事項審査の再審査を受け付ける期間は、平成 24 年 7 月 2 日から同年 10 月 29 日までです。

なお、経営状況分析については改正がありませんので、再度申請する必要はありません。

- (3) (1)の再審査に係る手数料は、無料です。

- (4) 再審査に当たっては、次に掲げる書類を提出して行うこととします。

ア 改正後の新申請書（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11）

イ 平成 24 年 6 月 30 日までに提出した旧申請書の写し及び経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書を含む。）の写し

ウ その他必要と認める書類

- (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のすべての保険に加入しているまたは適用除外とされている者の場合は、新基準に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても総合評定値には影響がなく、長野県の入札参加資格審査においても同等に扱われます。

建設政策課 建設業係 土屋 嘉宏（課長）岡田 健一（担当） TEL 026-235-7293 FAX 026-235-7482 E-mail : kensetsu@pref.nagano.lg.jp

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る
経営事項審査の取扱いについて（通知）

標記について、平成 24 年 5 月 1 日付けで「建設業法施行規則の一部を改正する省令」（平成 24 年国土交通省令第 52 号）が制定されるとともに、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省告示第 523 号）をもって建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準が改正されました。

これに伴い、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添「国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成 24 年 5 月 1 日付け国土建第 55 号。以下「国土交通省通知」という。）の通知がありました。

つきましては、国土交通省通知の内容の会員各位への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

建設政策課 建設業係
土屋 嘉宏（課長）岡田 健一（担当）
TEL 026-235-7293
FAX 026-235-7482
E-mail : kensetsu@pref.nagano.lg.jp



平成24年5月1日
国土建第55号

長野県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る
経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年5月1日国土交通省令第52号）が制定されるとともに、平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

告示附則七の規定により、国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査（以下「外国子会社経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年1月31日付け国総建発第269号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは、平成24年7月1日から適用する。

記

1. 外国子会社の認定について

- (1) 外国子会社経審の申請者（以下単に「申請者」という。）は、我が国に主たる営業所を有する建設業者でなければならない。
- (2) 認定の対象となる子会社は、外国に主たる営業所を有するものであって、かつ、申請者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社であるもの（以下「外国子会社」という。）とする。なお、関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。）は、これに含まない。
- (3) 認定の対象となる外国子会社は、経営事項審査を受けていない者でなければならない。
- (4) 認定の対象となる外国子会社は、主たる事業として建設業を営む者でなければならない。
- (5) 申請者は、その全ての外国子会社について認定の申請を行う必要はない。

2. 数値の認定について

(1) 審査基準日

審査基準日は、外国子会社経審を申請する日の直前の申請者の事業年度終了の日と

する。

ただし、合併、営業譲渡又は分割に伴う取扱い等により、事業年度終了の日以外を審査基準日として経営事項審査を行う場合は、当該取扱いに併せて外国子会社経審を行うことができる。

(2) 認定基準

次表により算定された数値を認定する。

経営事項審査の項目		各項目の数値の算定方法
X1	建設工事の種類別年間平均完成工事高	認定を受けた外国子会社（以下「認定外国子会社」という。）の建設工事の種類別完成工事高を合算し、算定する。 ただし、申請者と認定外国子会社の間における取引及び認定外国子会社相互間における取引による完成工事高については、額の算定に含めない。
X2	自己資本の額	申請者及び認定外国子会社の自己資本の額を合算し、算定する。 ただし、申請者の認定外国子会社に対する投資とこれに対応する認定外国子会社の資本及び認定外国子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。 相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
	利払前税引前償却前利益の額	申請者及び認定外国子会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。 ただし、申請者と認定外国子会社との間で発生した損益及び認定外国子会社相互間で発生した損益については、相殺消去しなければならない。 相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3. 認定の申請手続き

(1) 外国子会社並びに申請者及び外国子会社についての数値の認定（以下単に「認定」という。）の申請は、下記の書類を提出してしなければならない。

- ① 別紙1の外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書
- ② 認定外国子会社に関する次に掲げるもの
 - ア 別紙2の外国工事経歴書
 - イ 外国工事経歴書に記載された工事に係る工事契約書の写し
 - ウ 貸借対照表及び損益計算書
 - エ 外国において設立されたものであることを証する書類（法人登記簿に相当するもの等）

オ 子会社としての要件を満たすことが確認できる書類（議決権所有割合が記載された書類等）

- ③ 2の(2)の自己資本の額及び利払前税引前償却前利益の額について、公認会計士又は税理士により、その内容が適正である旨が証明されたもの
- (2) 認定の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。
- (3) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して、別紙3の例により「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(以下単に「認定書」という。)」を交付する。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

- (1) 認定書を有する建設業者は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請する。
- (2) 建設工事の種類別完成工事高については、認定書の数値を、申請者の種類別完成工事高に加えた数値をもって審査を行う。なお、申請に当たっては、認定書の数値と申請者の種類別完成工事高を合算した金額を、申請書に記載すること。
- (3) 自己資本の額及び利払前税引前償却前利益については、認定書の数値をもって審査を行う。
- (4) 国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事は、外国子会社経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「外国子会社経審」と明記する。

国土交通大臣 殿

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書

所在
 商号 印
 代表者

平成20年国土交通省告示第85号附則第七の規定に基づき、外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定を申請します。

記

1. 建設業者及び外国子会社

① 建設業者

商号	所在	許可番号	許可を受けている 建設業の種類
A社	東京都千代田区・・・	00-000000	土、管、機、・・・

② 外国子会社

商号	所在	議決権の所有割合
B社	・・・, Bangkok・・・, Thailand	70%
C社	・・・, Makati・・・, Philippines	40% (議決権の所有割合は50%未満であるが、実質的に支配しているため子会社としている。)
D社		

2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値

① 外国子会社の工事種類別完成工事高

	審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度
土木一式工事	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円
プレストレストコンクリート工事			
管工事			
・・・			
その他工事			
合計額			

② 建設業者及び外国子会社の自己資本の額 〇〇〇千円

③ 建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益 〇〇〇千円

以上

記載要領（別紙1関係）

- 「議決権の所有割合」の欄は、議決権の所有割合が50%未満の場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社に該当する理由を併せて記載すること。
- 「2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値」における外国子会社の数値は、建設業者と外国子会社の決算日が異なる場合、外国子会社の会計期間に基づく数値をもって申請できるものとする。なお、外国子会社の数値は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の数値を用いて日本円に換算すること。
- 「外国子会社の工事種類別完成工事高」の表は、経営事項審査を受ける業種について記載すること。また、外国子会社の完成工事高を合算して記載すること。
- 「前々審査対象事業年度」の欄は、経営事項審査の計算基準の区分（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の11別紙一に記載された計算基準の区分をいう。）において「2年平均」を採用する場合には、記載を省略することができる。

記載要領（別紙２関係）

- 1 この表は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。また、事業年度ごとに作成すること。
- 2 この表には、申請をする日の属する事業年度の前事業年度に完成工事高として計上した建設工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄には当該下請工事の直接の発注者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 4 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 5 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 6 「完成工事高」の欄は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の数値を用いて日本円に換算した額を記載すること。共同企業体（JV）として行った工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、審査基準日における工事契約金額を括弧書で付記すること。
- 7 「完成工事高」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について外国工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する完成工事高を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 8 「小計」の欄は、ページごとの工事の件数の合計、完成工事高の合計及び7により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について完成工事高を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 9 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての工事の件数の合計、完成工事高の合計及び7により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について完成工事高を区分して記載した額の合計を記載すること。

商号

代表者

様

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則第七の規定に基づき、外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値を、下記のとおり認定する。

記

1. 外国子会社

商号	所在
B社	・ ・ ・ ・ , Bangkok ・ ・ ・ , Thailand
C社	・ ・ ・ ・ , Makati ・ ・ ・ , Philippines

2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値

① 外国子会社の工事種類別完成工事高

	審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度
土木一式工事	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円
プレストレストコンクリート工事			
管工事			
・ ・ ・			
その他工事			
合計額			

② 建設業者及び外国子会社の自己資本の額 〇〇〇千円

③ 建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益 〇〇〇千円

以上

建設業界団体の長 様
長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

経営事項審査基準の改正に係る平成25・26年度建設工事入札参加資格定期審査時の
取扱いについて(通知)

平成25・26年度建設工事等入札参加資格の定期審査は、採用する経営事項審査(以下、経審)の審査基準日を平成23年10月2日から平成24年10月1日までとして、平成25年1月頃申請受付を予定していますが、経審の基準が改定され平成24年7月1日から施行されることになったため、同一申請時に異なった基準の経審結果が生じることになります。

このため、平成25・26年度建設工事等入札参加資格の定期審査の申請に向けて、下記に該当する方に経審の再審査申請をしていただく旨、会員の皆様への周知について御配意いただきますようお願いいたします。

なお、長野県ホームページに案内を掲示しますので周知に御活用ください。

(トップ → 目的で探す → 入札・調達 → 入札参加資格審査関係)

記

- 1 平成25・26年度長野県建設工事入札参加資格の申請を希望する方で、以下に該当する方は新経審基準での再審査を受けるようお願いします。

○雇用保険または健康保険及び厚生年金保険に未加入の者で、平成24年6月30日以前に平成23年10月2日以降を審査基準日とする経審を旧基準で申請した者

再審査受付期間 平成24年7月2日(月)から平成24年10月29日(月)まで

再審査受付窓口 経審を扱う建設事務所

再審査にかかる手数料 無料

- 2 1に該当する方は、平成25・26年度建設工事入札参加資格定期申請の際、新基準での総合評定値通知書の写しを添付してください。その写しがない場合は申請を受け付けられないものとします。

※ 雇用保険並びに健康保険及び厚生年金保険に未加入でない者は、経審基準の改正により点数に差異が生じないため、新基準での再審査は不要です。

建設政策課 技術管理室 入札・契約班
宮原宣明(室長) 向山洋一郎(担当)
電話直通 026-235-7313
FAX 026-235-7482
E-MAIL gijukan@pref.nagano.lg.jp

改正法施行に係る主な変更点等について

東京入国管理局審査管理部門

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートします。施行に伴い、各種手続や対応窓口が変更となりますので、ご案内します。

なお、施行日前後は、在留カード等の交付に伴う窓口の混雑が見込まれますので、申請人の在留期限までに問題がなく、また、特段の事情がない限り、7月17日以降に在留カード・証印等を受け取りに来ていただくようご協力をお願いいたします。

ご参考までに、7月9日以降に許可された場合には、在留カードの交付を受けることとなり、外国人登録証明書から在留カードに切り替わるほか、在留期間更新許可等を受けた旨が当局から市区町村あてに通知されるため、これまで義務付けられていた外国人登録法上の在留期間の変更に係る申請を行う必要がなくなります。

記

1 当局2階カウンターの変更について

別添（2階フロア案内図）のとおり、変更となります。

2 新様式申請書の受付開始について

新様式の申請書は施行日（7月9日）から受付を開始します。

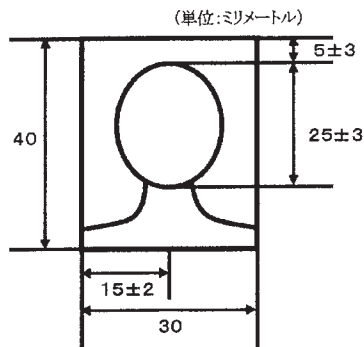
在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請等の際にも、16歳以上で、3月を超える在留期間を希望する場合には、写真（1葉）を申請書に貼付して提出することとなります。

旧様式申請書についても、当分の間、使用は可能ですが、写真の提出が必要となる方は申請書に写真を貼付することとなるため、施行後は新申請書を使用願います。

なお、提出していただく写真については、下記の規格のものを提出願います。写真の提出がない場合、又は、規格を満たさない写真が提出された場合には、

在留カードを交付することができませんので、ご注意ください。

【写真の規格】



※ 写真の裏面には、申請人の国籍、氏名、生年月日を記載願います。

※ 在留資格認定証明書交付申請書に貼付された写真は、上陸許可時に交付される在留カードに使用されることとなります。

(1) 写真のサイズ

縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

また、上記の図に規定する写真全体に対する顔の大きさ（頭頂部からあごまで）、向き、中心位置、写真上部と頭頂部の余白の寸法に適合する写真とする。

(2) 申請人本人のみが撮影されたものであること

(3) 写真を撮影した時期

提出する写真は、提出の日前3か月以内に撮影されたものとする。

ただし、入院中のため写真を撮影することができないなど3か月以内に撮影した写真を提出できない場合には、可能な限り新しい写真とする。

(4) 無帽で正面を向いたものであること。

宗教上又は医療上の理由により当該要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書（任意様式）を提出する。また、顔を覆う部分が同一人性の確認の大きな妨げとならず、かつ、特段の事情があると認められる場合には、当該要件を満たさない写真でも差し支えない。

(5) 背景（影を含む）がないこと。

前記（4）により着用物がある場合、顔の上に影がないこと

背景は無地（単色）であればよく、色は特に指定しないが、背景の色がきつく人物を特定しづらいものは、不可。

(6) 写真の鮮明さ

写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髪等により目、鼻、口等が隠れていないもの、背景がないもの、デジタルカメラで撮影したものについては写真の解像度が高いものなど、在留カードへの使用を前提とした鮮明な写真と

する。

3 旅券、外国人登録証明書、在留カードの取扱いについて

現行は、申請時には、「旅券（原本）」及び「外国人登録証明書の両面コピー」を、証印受領時には「旅券（原本）」を持参いただいているところ、**施行後は、申請時並びに在留カード・証印受領時には、必ず「旅券（原本）」及び「在留カード・外国人登録証明書（原本）」をご持参ください。**

※ 旅券、在留カード又は外国人登録証明書を忘れた場合には、手続を行うことができませんので、ご注意ください。

※ 在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を受理した際には、申請人の在留カードの裏面に「在留期間更新申請中」又は「在留資格変更申請中」と記載された印を押印する取扱いとなります（ただし、外国人登録証明書の裏面には押印しません。）。

※ 現行では、各種申請に際し、旅券に受理印を押印していましたが、施行後は受理票を発行することとなります。

※ 在留カード・証印受領時に、旧在留カード又は外国人登録証明書を返納していただいた上で、新しい在留カードを交付します。

なお、旧在留カード又は外国人登録証明書については穿孔措置をした上で還付します。

※ 申請手続の間、申請人本人には、「在留カード・外国人登録証明書の両面コピー」を携行させるようお願いいたします。その際、同コピーの余白には「〇〇入管への〇〇申請のため、行政書士（申請等取次者）△△が預かっています」旨の記載及び連絡先（電話番号等）を付記願います。

4 在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領について

在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領については、施行規則に受領者が規定されております。

従前、証印による許可については、行政書士の補助者、同じ弁護士事務所に所属する職員、申請人と同じ企業に勤務している者等も受領が可能でしたが、今後は認められなくなりますので、ご注意願います。

一方、申請については申請人本人が行ったものの、在留カードの受領のみを取次者に依頼することは可能となります。その際、申請人ご本人からの委任状を提出してください。

なお、在留カードの交付については、従前よりも作業時間がかかることが見込まれておりますので、同種案件ケース等で、一度に30件以上の在留カードを受領することが見込まれる場合は、事前に当部門までご相談ください。

【参考：改正入管法施行規則第59条の6】※ 受領に関する抜すい

第59条の6

1 (略)

2 法第61条の9の3第3項に規定する法務省令で定める場合（同条第1項第2号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第7の1の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第61条の9の3第2項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 当該外国人の法定代理人

二 (略)

3 法第61条の9の3第4項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 前項第1号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第7の2の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

二 (略)

4・5 (略)

別表第7（第59条の6関係）

1

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第19条の10第1項の規定による届出	第19条の9第1項に定める届出書等の提出及び同条第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の11第1項又は第2項の規定による申請	第19条の10第1項に定める申請書等の提出及び同条第2項において準用する第19条の9第2項に定める旅券

	等の提示等に係る手続
法第19条の12第1項の規定による申請	第19条の11第1項に定める申請書等の提出及び同条第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の13第1項又は第3項の規定による申請	第19条の12第1項又は第2項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第19条の9第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の10第2項の規定（法第19条の11第3項、第19条の12第2項及び第19条の13第4項において準用する場合を含む。）により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

2

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第20条第2項の規定による在留資格の変更の申請	第20条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第21条第2項の規定による在留期間の更新の申請	第21条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項において準用する第20条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条第1項の規定による永住許可の申請	第22条第1項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第20条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項（法第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請	第24条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項（法第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請に限る。）	第25条第1項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第24条第4項に定める旅券の提示等に係る手続
法第20条第4項第1号（法第21条第4項及び第22条の2第3項（法第22	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

条の3において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。), 第22 条第3項(法第22条の2第4項(法第 22条の3において準用する場合を含 む。))において準用する場合を含む。), 第50条第3項又は第61条の2の2第 3項第1号の規定により交付される在留 カードの受領

5 証印転記について

施行後については、現に有効な上陸許可証印、再入国許可証印又は資格外活動許可証印について証印転記を行いますが、在留カードが交付されることとなる在留期間更新許可証印等については、証印転記は廃止になります。

施行前に永住許可を受けられた方についても、証印転記は行わず、今後は在留カードの交付によることとなります。

6 在留カードの各種交付申請について

7月9日以降、在留カードが交付される場面は以下のとおりです。

- ① 新規上陸に伴う在留カードの交付
- ② 在留期間更新許可等(変更, 取得, 永住)に伴う在留カードの交付
- ③ 住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付
- ④ 在留カードの有効期間更新に伴う在留カードの交付
- ⑤ 紛失に伴う在留カードの再交付
- ⑥ 毀損汚損に伴う在留カードの再交付
- ⑦ 交換希望による在留カードの再交付
- ⑧ 任意の切り替えによる在留カードの交付(外国人登録証明書から在留カードへの切替申請)

上記①については、入国した空港で交付することとなりますが(※), ②から⑧については、住居地を管轄する地方入国管理局, 支局及び出張所で行うこととなります。

当局では、上記②についてはAカウンターで(詳細については、上記4のとおり), 上記③から⑧については、Dカウンターで行う予定です。

上記③から⑧の申請については、申請書のほか、写真(1葉, 16歳以上の場合), 旅券(原本), 在留カード又は外国人登録証明書(いずれも原本)をご持参いただくほか、上記③「住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付」については、記載事項が変更となったことを証明する書類もご提

出いただくこととなります。

なお、特段の支障がない限り、交付申請当日に在留カードを交付する予定としています。

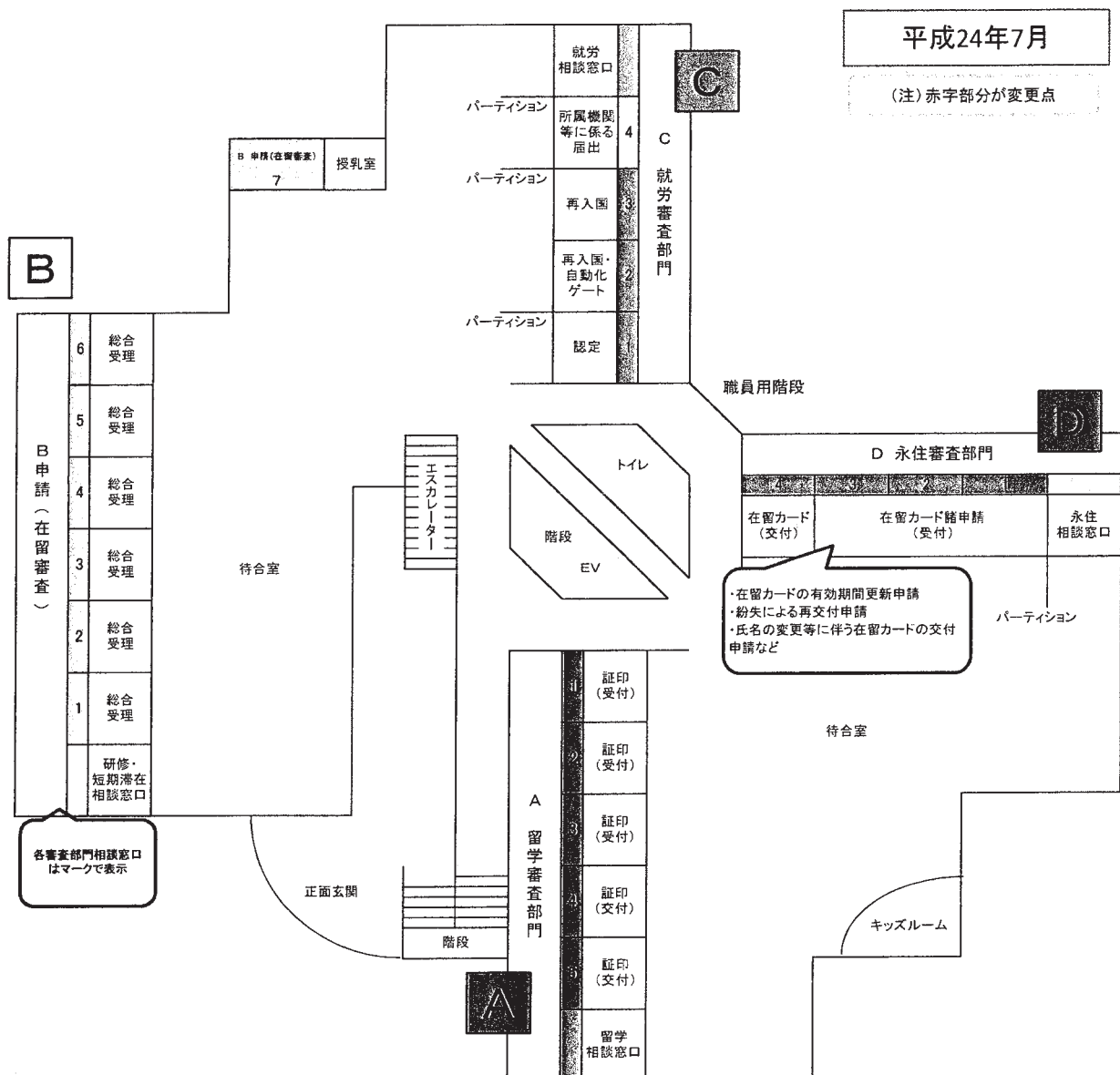
(※) 成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、上陸許可時に在留カードを交付することとなりますが、それ以外の空海港については、入国後、市区町村の窓口に住居地の届出をした後、当該住居地あてに在留カードが送付されます。

7 取次リストの廃止について

在留期間更新許可等申請、再入国許可申請及び証印転記時には「申請取次リスト」を提出していただいておりますが、当該取扱いを廃止します。

ただし、ファクシミリによる事前予約の場合には、予約時間調整のために必要となりますので、引き続きご提出願います。

別添



北陸運輸局からの自動車登録担当業務委託事業報告

運輸交通部長 吉沢 富雄

昨年から運輸交通部を担当することになり、坂本担当副会長・田中副部長・北原部員及び昼神部員と協力し、支部運輸担当会員にも協力を仰ぎ部会運営を進めてまいりました。

その活動の成果なのか、北陸運輸局長野運輸支局に挨拶を兼ね訪問する機会を重ねるに付け信頼関係も芽生え少しは気軽に対応することが出来つつありました。東北関東単位会の東日本大震災津波被害に遭われた人たちへの取り組みの姿勢対応や栄村への援助の体制等のテーマも取り上げられました。

長野運輸支局から公務員削減といった時代の要請も有り、2月3月繁忙期に於ける運輸支局登録業務へ行政書士会応援の打診がありました。行政への参加協力は願っても参画したい事ですので、受託の快諾を伝え、直ぐに準備に取り組むべく山崎会長以下トップ役員と協議をし、体制を整えることになりました。

運輸支局へは業務内容の詳細研修を願い行政書士会館と長野支局松本事務所で快く支局職員講師の研修会が開催され、公募された会員と次年度以後に窓口対応の意思ある会員は研修会に積極的に出席されました。

とにかく運輸支局も書士会も初めての業務であり手探り状態で出発したので種々の課題は残りました。窓口業務を担当した会員からの報告書も検討し運輸支局と反省会の機会を持ち今後の委託業務内容の検討会を設け、ユーザーのニーズに少しでも会員が役に立てば喜ばしいことです。

年度内に、体験者が講師を勤める研修会を東北信・中南信で開催し参加者の中から2～3月に予定される派遣会員候補者として勤務を御願いすることとする計画です。研修会は自動二輪車を含む色々な登録業務も含まれ教授されます。

OSS申請が関東都府県で開始された今、登録手続き事務及び車庫証明業務等についても会員が取り組まなければならない課題です。運輸交通部は会員の要望を取り入れ吟味して活動の充実を図り会員各位の所得向上を目指します。



業務委託通知書交付式



講師 近藤高弘自動車登録官



研修会の様子



松本会場の研修 講師 芦沢千恵子先生

長野運輸支局及び松本自動車検査登録事務所勤務報告について

長野運輸支局及び松本事務所の受託業務ご苦労さまでした。

行政書士として初めての受託業務を行った先生方の貴重な体験を報告して頂きました。今後の活動に生かすために下記記載の内容等について体験談をお願いしました。そのご報告です。

1. 業務の体験談
2. 今後、運輸局や書士会にお願いすること。
3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点。
4. その他書士会への要望等。

北陸信越運輸局長野支局松本事務所 窓口相談員業務の体験談等について

飯田支部 片桐 良平

1. 業務の体験談

私は、3月22日から30日までの7日間を松本支部の松島会員と2人で協力し、登録官の指示を仰ぎながら窓口業務を行って来ました。

飯田市の自宅からの通勤等でもあり、初日と2日目は、業務も慣れなくて、大変、疲れました。

27日から30日までは、月末でもあり、2階へユーザー等の特設窓口が開設され、案内しましたが、それでも多数の申請者が殺倒しました。

業務の中では、種々の登録等があり、申請書類や手数料も違うので、困惑し、特にユーザーさんには、迷惑をかけた場面もありました。

登録のなかで、移転登録や一時抹消が特に多いと思われました。

また、軽自動車を除く250cc以上の2輪車も登録があり（印鑑証明不要）2輪車も登録するんだとの知識を得ました。

被相続人が所有していて、遺産分割協議書が添付されている移転登録等の申請もありました。

この業務で体験したことですが、登録内容により、添付書類が異なるので、熟知し、スピード性を持って行い、特にユーザーには明るく親切に対応説明をしなければいけないと思います。

2. 運輸局や行政書士会への要望等

特にありません

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点

登録により、申請書類や手数料が異なるので熟知し、明るく親切に対応し、スピード性を持たなければいけないが、わからない事は登録官に聞くことが必要と思います。

松本事務所受諾業務体験報告

飯田支部 村上 和彦

1. 業務の体験談感想

仕事の内容が、行政書士の場合、一つの仕事を行うについて、多方面の法律に照らしてじっくり考えて仕事が始まりますが、今回の運輸局の仕事は、第1にスピードが要求され、瞬時に書類に目をとおし、書類に瑕疵が無いかを判断して処理するので、仕事の型がまったく違うことを感じました。

特に、年齢的に若者向きで、体力が劣った会員には、判断が遅くなりますし、早くやればミスが出ますので、その仕事に慣れるのに数日掛かり、おわりになって、ようやく仕事の感がわかるようで、ちょっと物足りなく思いました。

2. 今後、運輸局や書士会にお願いすること。

人選の時、若者が良いと思います。もちろん自身若者と思っている年寄りも良いと思います。ようするに、じっくり考える仕事にならないので、頭の回転が速い人が良いと思います。別に後ろに下がって事務処理をする型がとればよいのですが、スピードが要求されるため受付の後ろでいくつかの仕事に限って処理する型ができれば行政書士に向くと思います。

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点。

できることなら今年度仕事をした人達の中から選抜した方が仕事はやれると思いますが、大勢の人に経験をさせるのであれば、新しい人たちに行政書士会で今年仕事をした人たちに講義をさせることが良いと思います。

4. その他書士会への要望等

今後運輸局ばかりでなく多方面に受諾業務が広がって行くとすると、受諾業務の仕事の内容は一応理解しても、その処理のシステムは、まったく理解してない訳ですから、ようするに、カウンターの外と中ではまったく違うことの研修が必要と思います。今回も、運輸局の人たちは、当然と思っていることが、行政書士には異質に感じる場合がありますし、特にスピードを要求する窓口業務は、書士業務には、ぴったり来ないと私は感じました。相談業務のようなことは、とても良いと思います、なぜなら、広角的知識があるのでぴったりヒットするとおもいます。

以 上

北陸信越運輸局受託業務のレポート

松本支部 井上 治夫

1. 業務の体験談、感想

☆ たいへん良い経験となりました。届出・申請などに対して、陸運局の方ではどのような点に注意するのか、窓口側から経験することでよい勉強になりました。

2. 今後、運輸局や書士会にお願いすること。

☆（陸運事務所） 前もって研修および下見をしたことは大変有益でした。特に、どの書類のどの部分を重点的にチェックする必要かあるのか、とてもわかりやすく説明していただき大変助かりました。

☆（書士会） 来年も窓口業務の依頼が来た場合の提案ですが、当番の二人をずらして交代することはいかがでしょうか？ それによって、互いに学んだ事柄を、教えあうことができます。もちろん、2人が同時に交代してもいいのですが、その場合、陸運事務所側からとしては、交代する度に最初からすべてを教えなくてはならない・・・ということになってしまうかと思えます。しかしこちらが、ずらして交代するようにすることで、自分たちの間でできるだけ多くを教え合うことができるのなら、その分、陸運事務所さんの負担を減らすことができるのでは・・・と思いました。



受託業務 窓口対応状況

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点

☆ スピードも必要ですが、基本をきちんと抑えておくことが大切です。スピードは、自動的に段々ついてきます。（陸運事務所の職員のスピードに圧倒されないように。）

☆ 基本的な申請・届出はもちろんしっかりと対応しつつ、変則的なややこしい申請などは、さっさと陸運事務所のかたに回したほうがいいです。

☆ お年寄りが申請に見えたことがありました。他の申請者と同じような対応では書類の記入に大変時間がかかってしまいました。結局、窓口で一つ一つの項目に何を記入するのかを、手取り足取り教えてやっどできました。申請者の様子などにも目を配り、臨機応変さや「空気を読む」ということも必要です。

☆ 遠方からの方で、書類が足りないというケースがありました。結果的には、後で郵送していただくことで対応できました。「後で郵送してもいいかどうか、確認します。」ということをして、窓口側では言うべきことではなかった・・・という注意を受けました。届出・申請をする立場にあるときは、そのような場合にいろいろな回避方法を尋ねることは一向に構いませんが、窓口側にいるときは「立場が違う」という認識が必要でした。

4. その他、書士会への要望など

陸運局にかぎらず、もし他にも官公署などからの業務委託などを書士会として受けることができたら、ありがたいです。

「自動車登録窓口相談業務を体験して」

長野支部 小山まさ枝

1. 業務の体験感想

長野県行政書士会として初の有償受託業務であるという重圧に、緊張して業務に臨みました。

3月23日（金）26日（月）～30日（金）の6日間勤務しました。

やはり覚悟しておりましたが、29日、30日の2日間については窓口はもとより、支局内が喧騒の中繁忙の極みでした。特に最終日30日は8時30分から5時15分までの勤務時間中、昼食時間10分を除いて座ることも出来なく、疲れました。

受付時間もあってないがごとく、以前 時間外は受け付けてくれなかったが、昼休みはもとより、5時過ぎまで対応することに驚きました。

また特に年度末に集中するのは殆ど自動車税対策ではないかと思われまます。抹消登録はやはり多く、転居に伴う変更登録は公務員の方の申請が目立ちました。移転登録は身障者自動車税減免を受けるための家族間の移転。また何か事情があるのか夫婦間での移転。

ユーザー各自個人差があり、書き方は見本を渡し書くよう説明するが、正しく書ける人は少ない。その上書類の不足、不備。印が無い。書類の有効期限切れ等次から次へと難問が出てくる。しかし悪戦苦闘の上、登録完了済み検査証を手にお礼を言われると此の上ない喜びを感じました。

私自身の登録業務知識の無さが身にしみ大いに反省しております。約30年前から登録業務に携わってきましたが、手書きからマークシートまたOCRシートへと変わり、添付書類、手順も変わりました。またこの数年は業務からも遠ざかっていたため、力量の無さを思い知らされました。

このような私にその都度丁寧にご指導下さった職員の方々に深く感謝申し上げます。得ることも多く大変有意義な6日間でした。この業務が来年に繋ぐことを願っております。

2. 今後、運輸局、書士会に御願すること。

- ① 勤務日が続けないで、2日か3日交代にする。
- ② 出勤、勤務終了、昼食休み各時間をはっきり決める。
- ③ 一般ユーザーに対する業務であると言う事を分かりやすくする。
(カウンター内ではなくカウンター外で案内する。腕章をつける。職員と判別する。)
- ④ 長野支局の場合繁忙日は二人体制にする。

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点。

- ◎ 事前講習をしっかりと受け、登録手続き知識を構築しておく。

4. その他書士会への要望等。

- ◎ 「小型二輪申請手続き」及び「相続に関する手続き」の研修会開催を要望します。

長野運輸支局窓口相談員を経験して

長野支部 古谷 豊

1. 業務の体験談感想

今回、長野運輸支局にて、2月下旬と3月中旬の計7日間相談員を務めさせていただきました。担当する前日に前任相談員の良川さんと一緒に窓口立つ実地研修を受けてスタートしたのですが、初日はどのような相談がくるのだろうと緊張しました。2月の下旬は個人での窓口利用者は少なく、内容も名義変更、一時抹消、住所等の変更登録が多く、これならなんとかかなと前半戦を終えました。しかし、3月中旬の5日間は最初の日こそ少なかったのですが日を追うごとに申請者が増え、内容も会社清算手続きが絡んだ登録、相続財産管理人の権限外処分の申請など、自分の知識では対応できないものも増え、相談員として戦力になるはずが、職員さんに助けていただくことばかりでした。個人的には大変良い経験をさせていただき、勉強になりましたが、相談員としては知識経験不足を痛感しました。最後になりましたが、このような貴重な機会を与えていただきました書士会の諸先生方、ご指導いただきました運輸支局の職員の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

2. 今後、運輸局や書士会におねがいすること

今回のような行政機関の現場に相談員として立てることはとても有意義であるので、継続してこのような行政協力が続いていくようにまた、他官庁でもそういった相談員や講師の受託をお願いしたいと思います。一つだけ相談員をしていて気になったのは、やはり販売店の方からの申請が多いので、行政書士法違反になるような案件についてはきちんとチェックをして指導をお願いしたいと感じました。

3. 次年度の窓口相談員希望の会員に望むことや注意点

自動車業務が主力でない会員や新人でも熱意と勉強で経験の差をカバーできるならぜひ相談員を希望されると良いと思います。ただ、申請の経験はそれなりにないときついと思います。また、普通車の手続きは理解していても案外、二輪車や軽自動車、検査手続きについては知らないことも多いので基本的なことは再確認しておくことが大切だと思います。

4. その他書士会への要望等

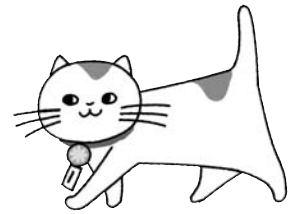
今回は事前の運輸交通部会の研修と着任前の研修でスタートしましたが、できれば相談員全員が職員さんとともに窓口立つ研修があると良いと思います。



松本会場 スタッフ



受託業務 窓口対応状況



法律知識の勘違い！ season2

近頃の男女関係は複雑な様相を呈してきました。従来からの考えも、捉え方次第ではまったく逆の立場になったりします。ひとそれぞれの思いは「法」で割り切れない部分でもあり、だからこそ、業務をおこなっていくうえでは細心の注意が必要です。

そこで、今回は、離婚における「離婚協議書」を作成していくなかで、思い込みや勘違いしやすい話題を取り上げたいと思います。

=====
企画開発部長 荻原 政吉

Season2： 「離婚に基づく慰謝料？」の勘違い

マス男さんは、アジ子さんと25年前に結婚し、2人の子どもを授かった。子どもたちは既に独立して、今は夫婦二人だけの生活を送っていた。ところが今年に入り、夫のマス男さんの帰宅が遅い日が続き、最近では会社へ頻りに泊る事もあった。不審に思ったアジ子さんは、マス男さんに追及した。マス男さんは正直者で会社の部下タイ子との関係を認めた。マス男さんはタイ子さんと一緒になりたいとまで言いだした。アジ子さんは、タイ子さんに会いに行き事情を聞いた。その1ヶ月後離婚を決意し行政書士事務所へ「協議書」の作成に訪れた。

さて、この「離婚協議書作成」の相談をうけどう対応する？

まずは、行政書士は当然に争訟性の案件は処理できないので、当事者（夫）との話し合いができていくか詳しく聴く必要がある。そのうえで、両当事者の間に争いのない具体的な合意内容を検討し、確定していくことになる。

離婚の際に検討すべき事項として①親権者・監護権者を定める②養育費を算定する③財産分与を決める④面接交渉について取り決めをする⑤慰謝料を算定する・・・など。アジ子さんとマス男さんの場合、既に子どもたちは成人になっているので、③⑤について検討する。

今回は特に⑤について考えてみよう。

はじめに「離婚に至った経緯」をアジ子さんから聴くと、やはりマス男さんに離婚原因（婚姻関係が破綻するに至った原因）があるようだ。離婚原因は民法第770条に「次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる」とされている。つまり、裁判上で離婚を訴えるなら民法第770条の各号に該当しなければならない。第1号に不貞行為がある。しかし、アジ子さんは裁判での離婚は望んでいない、ましてこの事は「夫も、不貞行為の相手方のタイ子さんも認めている」という。アジ子さんは夫マス男さんに対しては、裏切られた気持ちでいっぱいだという。しかし、タイ子さんに対しては「先日、直接お会いして、同じひとを好きになった気持ちは、ある意味共感さえ感じた」と。慰謝料は離婚原因となった有責行為から生じる精神的苦痛に対するもの（離婚原因に基づく慰謝料）と、離婚によって配偶者としての地位を喪失する精神的苦痛にたいする（離婚自体による）慰謝料とに分類される。

アジ子さんは「夫に対してはしっかり慰謝料を請求したい」タイ子さんに対しては「妻という立場から、やっぱり慰謝料を請求したい」とのことだ。つまり両者に対して各300万円の慰謝料を請求したい思いのようだ。

マス男さんへその旨の話を聴く事ができた。

離婚原因の有責配偶者である夫マス男さんもタイ子さんも、アジ子さんへ対しては慰謝料を払うつもりでいる。妻アジ子さんの言われる慰謝料を払ってまでも離婚してマス男さんは「タイ子さんと一緒にになりたいのだ」と話してくれた。

さて、アジ子さんの言われる二人それぞれに慰謝料請求ができるのか？

『自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず、他方の配偶者の夫又は妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、右他方配偶者の被った精神的苦痛を慰謝すべき義務があるというべきである』（最判昭54・3・30）判例から慰謝料請求はできそうである。

そもそも不貞行為の相手方に慰謝料請求ができるのか？

不貞行為は第三者（タイ子）と配偶者（マス男）による共同不法行為を構成するので相手方である第三者（タイ子）に対しても慰謝料請求はできることになる。

では、アジ子さんは配偶者（マス男）に対して慰謝料300万円、第三者（タイ子）に対しても同じく慰謝料300万円を請求したい場合に??

実はここが **今回の勘違い**・・・

マス男さん、タイ子さん両者に慰謝料請求をしてアジ子さんは慰謝料請求額の合計600万円を受け取りたいとしたら。。

今回の場合は両者へ請求してマス男さんタイ子さんは払ってくれそうだよ。でも、結論から言うとマス男さん、タイ子さんのどちらから300万円が支払われると、他方の慰謝料請求は認められなくなる可能性があるんだ。

これは・・・

不貞行為は第三者（タイ子）と配偶者（マス男）による共同不法行為を構成するので、それぞれの債務（損害賠償債務＝慰謝料）が不真正連帯債務の関係になるとされている。（横浜地判昭61・12・25）したがって不貞行為の相手方である第三者（タイ子）と配偶者（マス男）のどちらかから十分な慰謝料を取得した後は、損害は補填されたことになるんだ。

不貞行為の相手方に対して請求できるとしても、配偶者のマス男が300万円を慰謝料としてアジ子に支払った場合に損害賠償債務は消滅することになり、もはやタイ子に対しての慰謝料請求はできなくなるということなんだよ。

アジ子は慰謝料として600万円が欲しいということであれば、共同不法行為の両者に対して600万円の慰謝料請求をしなければならぬんだ。

参考書籍「離婚事件処理マニュアル」新日本法規

お 知 ら せ

綱 紀 委 員 の 異 動

綱紀委員

新任 上野和衛綱紀委員（5月22日付）

辞任 松島芳雅綱紀委員

会 則 改 正 に つ い て

平成24年度定時総会（5月22日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が平成24年6月25日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士会会則の一部を改正する会則

（改正理由）

長野県行政書士会が建設業経営事項審査、運輸局における相談業務などの受託を行い、新たな分野への事業展開を図るため、会則の事業の中に新たな位置付けを行うための改正を行う。

○長野県行政書士会会則（昭和35年9月30日）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1章 総 則 （事 業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （9） その他本会の目的を達成するために必要なこと。	第1章 総 則 （事 業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （9） <u>官公署等からの受託事業に関すること。</u> （10） <u>その他本会の目的を達成するために必要なこと。</u>

附 則（平成24年6月25日認可 長野県指令24市町村第274号）

この会則は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

平成24年度年間行事予定表

長野県行政書士会

月	研修会等行事名	場所	担当部	備考
6月	8日(金) 国際部(入管関係)研修会(13:30)	会館	国際	
	13日(水) 企画開発部(会計記帳と遺族年金)研修会(13:30)	会館	企画開発	
	16日(土) ADR研修(10:30)	会館	ADR	
7月	13日(金) 行政書士試験説明会	東京	日行連	
	18日(水) コンプライアンス研修(10:30)	会館	総務・企画	
	20日(金) インターネット研修(コブライアンス①)	"	企画開発	
	24日(火) コンプライアンス研修(10:30)	松本駅前	総務・企画	
	28日(土) 民法研修会	会館	市民法務	
8月	2日(木) 農地建設部会長会議(10:30)	会館	農林建設	
	2日(木) 農地部・建設部研修会(13:30)	"	"	
	3日(金) 特殊車両出張封印研修	長野市	運輸交通	
	10日(金) 特殊車両出張封印研修	伊那市		
	21日(火) インターネット研修(コブライアンス②)	会館	企画開発	
	22日(水) 会員のための座談会(10:30)	"	"	
	22日(水) 企画開発部(知的財産権)研修会(13:30)	"	"	
	25日(土) 無料相談会・民法研修会	"	市民法務	
	29日(水) インターネット研修(コブライアンス③)	"	企画開発	
	未定 ADR研修	"	ADR	
9月	6日(木) 第1回図面作成研修会(13:30)	会館	農林建設	
	8日(土) ADR研修(10:30)	"	ADR	
	未定 国際部会長会議(13:00)・入管関係研修会(14:30)	"	国際	
	未定 無料相談会・民法研修会	"	市民法務	
	未定 ADR研修	"	ADR	
10月	4日(木) 第2回図面作成研修会(13:30)	伊那市	農林建設	
	5日(金) 運輸支局派遣者による実務研修	会館	運輸交通	
	12日(金) 運輸支局派遣者による実務研修	松本市	"	
	17日(水) インターネット全国研修	会館	企画開発	
	19日(金) 行政書士試験打合せ・理事会(予定)	長野市	総務	
	24日(水) 法定業務研修会「行政書士の倫理と専門家責任」(10:00)	会館	企画開発	
	25日(木) "	"	"	
	未定 国際部(外国人相続関係)研修会(PM)	"	国際	
	未定 中小企業支援「バ・イ・ザ」養成研修	"	市民法務	
	未定 無料相談会・民法研修会	"	"	
11月	8日(木) 部会(AM)・第3回図面作成研修会(13:30)	松本市	農林建設	
	11日(日) 行政書士試験	3会場	総務	
	17日(土) ADR研修(13:30)	会館	ADR	
	20日(火) インターネット全国研修	"	企画開発	
	30日(金) インターネット特別研修(行服)	"	"	
	未定 申請取次関係研修会(中南信)	未定	国際	
	未定 " (東北信)	"	"	
未定 無料相談会・民法研修会	"	市民法務		
12月	7日(金) 自販連絡会議	長野市	運輸交通	
	7日(金) インターネット全国研修	会館	企画開発	
	8日(土) ADR研修	"	ADR	
	未定 無料相談会・民法研修会	"	市民法務	
1月	23日(水) 新規登録者必須研修会(10:30)	松本市	企画開発	
	24日(木) "	モンテ・ニコ	"	
	25日(金) OSS説明会・運輸支局派遣希望者研修	会館	運輸交通	
	未定 賀詞交歓会	長野市	総務部	
	未定 無料相談会・民法研修会	会館	市民法務部	
未定 ADR研修	"	ADR		
2月	1日(金) インターネット全国研修	会館	企画開発	
	22日(金) 国際部会長会議(10:30)・事例研究会(13:00)	"	国際	
	未定 農林建設事例研修会	松本市	農林建設	
	未定 無料相談会・民法研修会	会館	市民法務	
3月	7日(木) 事業承継業務解説・事例研修会(13:30)	松本市	企画開発	
	未定 申請取次関係研修会(中南信)	未定	国際	
	未定 " (東北信)	"	"	
	未定 無料相談会・民法研修会	会館	市民法務	

※日時・場所等に変更が生じる場合があります。



長野県行政書士会ホームページについて

このたび、長野県行政書士会広報部ではホームページをリニューアルいたしました。ぜひご覧になってください。また、移行の際には会員の皆様に多々ご不便をおかけしましたことにつきまして、お詫び申し上げます。広報部としてはインターネットユーザーの拡大に伴ってインターネットの利用方法を有効に活用できるように考えています。しかし、なにぶんにもインターネットの事は専門性が高いものですから私たちも多少の知識を持っていないと対応できない時代になっています。

広報部としては今回会員と一般の方との情報を区分けして一般の方に広く行政書士のPRや相談窓口等の情報を発信し行政書士の仕事を知っていただき、行政書士をもっと利用していただけるようなホームページ運用をしていきます。

会員の方には業務的な情報を入手しやすいように、必要な情報、最新の情報をわかりやすく発信していきます。

メール相談については今回のアンケートを基に会員リストを整理してスムーズな対応ができるように検討していきます。

ホームページは常に変化していきます、これからいろいろとお気づきの事がございましたら事務局までお問い合わせください。今後のホームページ作りの参考にしていきたいと思います。

(広報部 高見澤)

平成24年度行政書士試験のご案内

- 1 受験資格
年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。
- 2 試験日及び時間
平成24年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで
- 3 試験会場
J A長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780
駒ヶ根商工会館 駒ヶ根市上穂栄町3-1
- 4 受験手数料 7,000円
- 5 受験願書受付期間
(1) 郵送による受験申込み
平成24年8月6日（月）から9月7日（金）まで
(2) インターネットによる受験申込み
平成24年8月6日（月）から9月4日（火）まで
- 6 合格発表 平成25年1月28日（月）
- 7 問い合わせ先
財団法人行政書士試験研究センター
所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士PR用パンフレットの注文

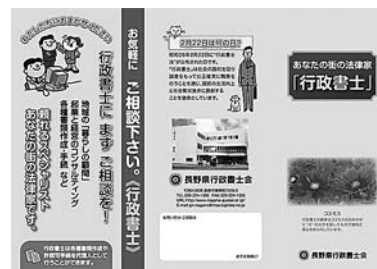
行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□日行連 ADR 研修

- 1 と き 平成24年3月1日(木)、2日(金)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出 席 者 深澤委員長、荻原委員

□新たな在留管理制度に関する研修会

- 1 と き 平成24年3月5日(月)
- 2 と ころ 東京都、シェンパツハ・サポー
- 3 出 席 者 林国際部長

□企画開発部会

- 1 と き 平成24年3月7日(水)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、荻原部長、香山副部長、森本、臼井、西澤各部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度予算(案)及び事業計画(案)の確認
 - (2) 今後の予定について
 - (3) その他

□企画開発部研修会

- 1 と き 平成24年3月7日(水)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、荻原部長、香山副部長、森本、臼井、西澤各部長、会員12名
- 4 研修内容・講師
聴聞・弁明手続きの代理業務
講師：本企画開発部長 荻原政吉 先生

□国際部研修会(市民法務部・長野県成年後見サポートセンター共催)

- 1 と き 平成24年3月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 霧見副会長、国際部林部長、吉田

副部長、赤羽、三浦、田中各部長、市民法務部山本部長、小野副部長、井出、木下各部長、会員10名

4 研修内容・講師

成年後見制度について

講師：長野地方法務局 小松昭久戸籍課長・権田広光戸籍係長

□日行連関地協広報担当者会議

- 1 と き 平成24年3月8日(木)
- 2 と ころ 東京都、合同相談センター
- 3 出 席 者 小口広報部長
- 4 議 題
 - (1) 行政書士制度広報月間の取り組みについて
 - (2) 行政書士記念日に関する広報活動
 - (3) インターネットの活用について
 - (4) その他

□日行連関地協運輸業務連絡会

- 1 と き 平成24年3月8日(木)
- 2 と ころ 東京都、合同相談センター
- 3 出 席 者 吉沢運輸交通部長
- 4 議 題
 - (1) OSSの進捗状況について
 - (2) 事務連絡会の設置について
 - (3) 関地協運輸業務連絡会のあり方について
 - (4) その他

□日行連関地協環境業務連絡会

- 1 と き 平成24年3月8日(木)
- 2 と ころ 東京都、合同相談センター
- 3 出 席 者 清水保健環境・風営部長
- 4 議 題
 - (1) 環境業務連絡会の今後の方針について
 - (2) その他

「基地周辺住宅防音事業に係る業務受託について」意見交換

- 1 と き 平成24年3月9日(金)
- 2 ところ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山崎会長

広報部会

- 1 と き 平成24年3月12日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各部員
- 4 会議事項
 - (1) ホームページについて
 - (2) 広報活動について
 - (3) その他

日行連関地協会会長会

- 1 と き 平成24年3月12日(月)
- 2 ところ 東京都、合同相談センター
- 3 出席者 山崎会長
- 4 議 題
 - (1) 日行連関東地方協議会会則の一部見直しについて
 - (2) 日行連への地方協議会に関する活動報告書について
 - (3) 日行連への要望書の提出について
 - (4) その他

正副会長・部長等合同会議

- 1 と き 平成24年3月15日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長、山本(準)、河西、吉沢、清水、荻原、山本(金)、小口各部長、吉田国際副部長、笠原監察副部長、深澤委員長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度各部事業計画及び予算について
 - (2) その他

平成23年度行政書士試験実施結果報告会

- 1 と き 平成24年3月16日(金)
- 2 ところ 東京都、八重洲富士屋ホテル
- 3 出席者 山崎会長、高田、坂本、佐藤各会場責任者

ADR 研修会

- 1 と き 平成24年3月17日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 深澤委員長、赤羽副委員長、増田、石丸各委員、手続実施者5名
- 4 研修内容・講師
「外国人の就労・就学」講師：赤羽副委員長
「ペット・トラブル」講師：増田委員

総務部会

- 1 と き 平成24年3月19日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、山本部長、竹前副部長、山岸、日野、関、土屋各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成23年度決算見込みについて
 - (2) 会費未納者の状況について
 - (3) 平成24年度予算案及び事業計画について
 - (4) 暴力団等排除対策委員会設置について
 - (5) その他

無料相談会

- 1 と き 平成24年3月21日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 相談件数 16件(内訳対面相談6件・電話相談10件)

長野県暴力団排除条例に関する研修会

- 1 と き 平成24年3月23日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長・理事・監事17名、会員15名

4 研修内容・講師

- (1) 長野県暴力団排除条例の説明
- (2) 条例と行政書士業務について
- (3) 質疑応答

講師：長野県警察本部刑事部
組織犯罪対策課 神林徹 警部

□綱紀委員会

- 1 と き 平成24年3月23日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 葛城委員長、村上副委員長、橋本職務代理人、今村、寺島、小川各委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件について
 - (2) 綱紀案件処分基準について
 - (3) その他

□理事会

- 1 と き 平成24年3月23日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、霧見、坂本各副会長、荻原、小林、林、小口、河西、吉田、二瓶、吉沢、土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、山本(金)各理事、大槻、田中各監事
- 4 協議事項
 - (1) 平成24年度事業計画及び予算について
 - (2) 綱紀案件について
 - (3) 長野県暴力団排除条例に基づく委員会設置について
 - (4) 行政書士会組織の再編について
 - (5) その他
- 5 報告事項
 - (1) 各部・委員会報告
 - (2) その他

□長野県商工会連合会臨時総会

- 1 と き 平成24年3月27日(火)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 佐藤副会長

□一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター支部長会（関東地方）

- 1 と き 平成24年4月5日(木)
- 2 ところ さいたま市、大宮ソニックシティ
- 3 出席者 諸野協長長野県成年後見サポートセンター副理事長

□ホームページについての打ち合わせ会議

- 1 と き 平成24年4月12日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副部長

□表彰選定委員会

- 1 と き 平成24年4月16日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長、山本総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度表彰者等の選定について
 - (2) その他

□総務部会

- 1 と き 平成24年4月16日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本部長、竹前副部長、山崎、日野、関、土屋各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成23年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 会費未納者の状況について
 - (3) 平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - (4) 平成24年度表彰者の決定について
 - (5) 平成24年度定時総会進行計画について
 - (6) 暴力団等排除対策委員会設置について
 - (7) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成24年4月19日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、増田、石丸各委員
- 4 会議事項
 - (1) 国土交通省住宅セーフティネット事業の補助金申請について
 - (2) 上記(1)に係る相談事業の実施について
 - (3) ADR 機関認証申請書類の整備について
 - (4) 研修計画について
 - (5) その他

□監査

- 1 と き 平成24年4月19日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 大槻、田中、小林各監事、山崎会長、山本総務部長、和田政治連盟会長
- 4 監査執行状況

平成23年度一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月20日(金)開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□上田支部総会

- 1 と き 平成24年4月19日(木)
- 2 ところ 上田市、ささや
- 3 出席者 佐藤副会長

□理事会

- 1 と き 平成24年4月20日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長、荻原、小林、林、小口、河西、吉田、二瓶、清水、吉沢、土屋、深澤、小野、山本(準)、山本

(金)各理事、大槻、田中、小林各監事

- 4 会議事項
 - (1) 平成23年度事業報告及び決算について(監査報告)
 - (2) 平成24年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (3) 平成24年度日行連定時総会について
 - (4) 平成24年度定時総会の進行計画について
 - (5) その他

□佐久支部総会

- 1 と き 平成24年4月24日(火)
- 2 ところ 佐久市、ホテル一萬里
- 3 出席者 山崎会長

□長野県弁護士会役員就任祝賀会

- 1 と き 平成24年4月25日(水)
- 2 ところ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 霧見副会長

□諏訪支部総会

- 1 と き 平成24年4月25日(水)
- 2 ところ 諏訪市、ホテル「華乃井」
- 3 出席者 坂本副会長

□北信支部総会

- 1 と き 平成24年4月28日(土)
- 2 ところ 中野市、中野市市民会館
- 3 出席者 高田副会長

□伊那支部総会

- 1 と き 平成24年5月2日(水)
- 2 ところ 伊那市、JA 上伊那本所
- 3 出席者 山崎会長

□広報部会

- 1 と き 平成24年5月8日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各

部員

4 会議事項

- (1) ホームページについて
- (2) その他

ADR 特別委員会

- 1 と き 平成24年5月9日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、増田、石丸各委員
- 4 会議事項
 - (1) 国土交通省住宅セーフティネット事業の補助金申請について
 - (2) 上記(1)に係る相談事業の実施について
 - (3) 研修について
 - (4) その他

長野支部総会

- 1 と き 平成24年5月12日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 霧見副会長

松本支部総会

- 1 と き 平成24年5月12日(土)
- 2 ところ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出席者 山崎会長

広報部会

- 1 と き 平成24年5月14日(月)
- 2 ところ 松本市、松本支部事務局
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副部長、蟹澤部員
- 4 会議事項
 - (1) ホームページについて担当会社との打合せ
 - (2) その他

総会運営会議

- 1 と き 平成24年5月17日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長、委員長、総務部員、政連会長、幹事長、副会長、

石井、北原各会員

4 会議事項

- (1) 平成24年度定時総会等の運営について
- (2) その他

(社)長野県産業廃棄物協会通常総会

- 1 と き 平成24年5月17日(木)
- 2 ところ 長野市、メルパルク長野
- 3 出席者 佐藤副会長

司法書士会総会

- 1 と き 平成24年5月18日(金)
- 2 ところ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 霧見副会長

飯田支部総会

- 1 と き 平成24年5月18日(金)
- 2 ところ 飯田市、シルクホテル
- 3 出席者 山崎会長

長野県社会福祉士会・長野県介護福祉士会設立20周年記念式典

- 1 と き 平成24年5月19日(土)
- 2 ところ 長野市、ホクト文化ホール
- 3 出席者 山崎会長

一日合同行政相談

- 1 と き 平成24年5月21日(月)
- 2 ところ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者 深澤、三浦各会員(松本支部)

土地家屋調査士会定時総会

- 1 と き 平成24年5月25日(金)
- 2 ところ 下伊那郡阿智村、湯元ホテル阿智川
- 3 出席者 山崎会長

ADR 手続実施者養成45時間・修了者(補講者)・手続実施者(任命者)研修

- 1 と き 平成24年5月26日(土)~27日(日)

- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、深澤委員長、赤羽副委員長、荻原委員、会員15名
- 4 研修内容・講師
ADR理論[I]・スキルトレーニング[I]
講師：中京大学法科大学院 稲葉一人 教授

□社労士会総会

- 1 と き 平成24年5月29日(火)
- 2 ところ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 高田副会長

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成24年6月6日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、増田各委員
- 4 会議事項
 - (1) 6月16日(土)のADR委員講師による研修について
 - (2) 同日、補講者(1名)の考査の実施方法・採点について
 - (3) 今後の研修内容の検討
 - (4) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成24年6月6日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、靄見、坂本、佐藤各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度事業の推進について
 - (2) 人事異動について
 - (3) 県市町村課からの指導書について
 - (4) 日行連総会への対応について
 - (5) その他

□日行連関地協会計監査・会長会

- 1 と き 平成24年6月7日(木)
- 2 ところ 東京都、合同相談センター
- 3 出席者 山崎会長

□国際部研修会

- 1 と き 平成24年6月8日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 靄見副会長、林部長、吉田副部長、赤羽、三浦、田中各部員、会員21名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 入管法上の各手続における裁量の実質的検討
 - (2) 証人尋問を含む退去強制手続における口頭審理の実際
講師：弁護士 山脇 泰嗣 先生

□広報部会

- 1 と き 平成24年6月11日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報116号について
 - (2) その他

□農林建設部会

- 1 と き 平成24年6月12日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、河西部長、若林副部長、香坂、石川、諸野脇各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度活動計画と研修会等の日程について
 - (2) その他

□新たな在留管理制度に関する実務研修会

- 1 と き 平成24年6月12日(火)
- 2 ところ 東京都、シェーンバッハ・サポー
- 3 出席者 靄見副会長、林部長、吉田副部長、赤羽、三浦、田中各部員

□企画開発部研修会

- 1 と き 平成24年6月13日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、荻原部長、森本、臼井、西澤各部長、会員45名
- 4 研修内容・講師
行政書士の会計記帳と遺族年金の知識
講師：企画開発部 森本幸登部員・西澤秀友部員

□ADR 手続実施者養成45時間・修了者(補講者)・手続実施者(任命者)研修

- 1 と き 平成24年6月16日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、増田各委員、会員14名
- 4 研修内容・講師
ADR 理論[Ⅱ]・スキルトレーニング[Ⅱ]
講師：ADR 特別委員

□暴力団等排除対策委員会

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 長野県警察本部三石昇史組織犯罪対策課長、同暴力団排除推進室神林徹課長補佐、長野県暴力追放県民センター舞沢正志専務理事、正副会長、各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 委員の委嘱について
 - (2) 当面の活動計画について
 - (3) その他

□支部長会

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 各支部長

□理事会

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長、荻原、小林、林、小口、河西、吉田、二瓶、清水、吉沢、土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、山本(金)各理事、大槻、田中、小林各監事
- 4 協議事項
 - (1) 平成24年度事業計画について
 - (2) 人事異動について
 - (3) 県市町村課からの指導について
 - (4) 日行連総会について
 - (5) その他
- 5 報告事項
 - (1) 各部・委員会活動計画
 - (2) その他

□平成24年度部長等打ち合わせ会議

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本各副会長、山本(準)、河西、吉沢、林、清水、荻原、山本(金)、小口、小林各部長、深澤委員長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度各部の主要事業について
 - (2) 平成24年度各部年間行事予定について
 - (3) 日程調整について
 - (4) その他

□日行連定時総会・日政連定期大会

- 1 と き 平成24年6月21日(木)、22日(金)
- 2 ところ 福井県福井市、フェニックス・プラザ
- 3 出席者 正副会長、総務部長、政治連盟正副会長、幹事長

定期大会開催報告

平成24年度定時総会が5月22日（火）午後12時50分より、松本市の松本東急インで開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 日野総務部員
- 2 正 副 議 長 議 長 北原一男代議員（伊那支部）
副議長 石井喜博代議員（松本支部）
- 3 議事録署名人 小山まさ枝代議員（長野支部）、宮下幸吉代議員（長野支部）
- 4 議 案 審 議
第1号議案 平成23年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。
第2号議案 平成23年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。
第3号議案 平成24年度運動方針（案） 賛成多数により可決承認されました。
第4号議案 平成24年度予算（案） 賛成多数により可決承認されました。



平成24年度長野県行政書士政治連盟定期大会

長野県行政書士政治連盟

幹事長 土屋 眞一

平成24年度長野県行政書士政治連盟の定期大会が5月22日、松本市の松本東急インホテルにおいて行われました。

来賓として北山孝次日本行政書士政治連盟会長が出席されました。北山会長はあいさつの中で行政不服審査法における代理権については、今国会中に何とか成立を期して各政党の議員連盟に働きかけているとの事。

また昨年の東日本大震災においては行政書士と弁護士とが協力して被災者の相談にあたって復興に協力し、活躍している事など現在の状況の説明がありました。

長野県行政書士政治連盟の和田会長からは、現在の厳しい経済状態の中で我々行政書士の職域の確保に関し、県への働きかけとして県議会議員による行政書士制度推進議員懇話会に対する建設業に関する経審の公共嘱託受注の要望の状況について話がありました。



和田英幸長野県行政書士政治連盟会長のあいさつ

長野県行政書士政治連盟のページ

議事に先立ち北原一男代議員（伊那支部）が議長、石井喜博代議員（松本支部）が副議長に選任されました。

定期大会の議事につきましては平成23年事業報告・決算、平成24年度運動方針・予算案すべての議事は原案のとおり賛成多数で可決承認されました。

政治連盟の活動の意味するもの

日政連（日本行政書士政治連盟）におきましては行政不服審査法の代理権、ADRの代理権等の獲得に尽力しております。行政書士法もそうですが行政書士に関する法律は内閣提出の法案ではなく国会議員提出の議員立法です。各党派（政党）に働きかけ国会で多数を得て成立するものです。したがって法制化につきましては多くの政党の了承を取り付けますので、政治連盟の活動におきましても特定の政党だけを支持し利するためのものではありません。法案につきましても多数の政党が賛成して可決されますので、政党の枠を越え正に国民の利益に資する立法であります。

行政書士政治連盟は行政書士制度の確立と行政書士の権益の擁護について重要な役割を果たしているものと考えております。

今後とも行政書士政治連盟の活動にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



長政連と長野県行政書士会との合同懇親会で
あいさつする和田政連会長



北山孝次日本行政書士政治連盟会長のあいさつ

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	24. 3. 15	大林 直樹	駒ヶ根市	佐久支部	24. 3. 15	木内 拓郎	佐久市
諏訪支部	24. 4. 2	鶴石 悠紀	茅野市	上田支部	24. 4. 2	土屋 帝	東御市
長野支部	24. 4. 2	野村 和正	長野市	長野支部	24. 4. 2	島田 貴規	長野市
上田支部	24. 4. 2	石井 重孝	上田市	長野支部	24. 4. 15	朝間 庸介	須坂市
飯田支部	24. 4. 15	那須 剛	飯田市	上田支部	24. 4. 15	山岸 義隆	上田市
松本支部	24. 4. 15	二條 範雄	松本市	上田支部	24. 5. 1	宮原 徹	上田市
松本支部	24. 5. 1	関口 弘紀	松本市	松本支部	24. 5. 1	一之瀬大輔	北安曇郡池田町
伊那支部	24. 5. 15	平泉 茂治	上伊那郡辰野町	飯田支部	24. 6. 1	鈴木 邦幸	飯田市
松本支部	24. 6. 1	荒井 憲治	安曇野市	松本支部	24. 6. 1	中山 邦夫	安曇野市
伊那支部	24. 6. 1	湯澤 敏美	上伊那郡飯島町	松本支部	24. 6. 1	杉山 勝雪	塩尻市
佐久支部	24. 6. 15	青木 孝之	佐久市	佐久支部	24. 6. 15	高 裕次	佐久市
松本支部	24. 6. 15	西村 克之	松本市				

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
諏訪支部	加藤 憲男	24. 2. 28	松本支部	柳澤 榮治	24. 3. 2	松本支部	松本 憲人	24. 3. 31
長野支部	寺島 正	24. 3. 31	松本支部	三崎 真吾	24. 3. 2	伊那支部	西村 美里	24. 3. 31
長野支部	竹内 覺	24. 3. 31	松本支部	降旗 治代	24. 3. 12	長野支部	今井 克義	24. 3. 31
長野支部	牧 義孝	24. 3. 31	長野支部	武井今朝夫	24. 3. 30	北信支部	浦野 三郎	24. 3. 27
長野支部	小林東洋雄	24. 3. 31	上田支部	渡邊 優	24. 3. 28	飯田支部	天野 高明	24. 3. 31
松本支部	曾根原一夫	24. 3. 31	長野支部	吉池 史夫	24. 3. 30	長野支部	原 ます	24. 3. 30
長野支部	笠原 昭	24. 4. 17	伊那支部	加藤 勝美	24. 4. 10	上田支部	唐澤 博隆	24. 5. 16
松本支部	村山 忠雄	24. 5. 31	飯田支部	菅沼 祥雄	24. 6. 4	松本支部	渡邊 時宏	24. 6. 6
松本支部	川上 正敬	24. 6. 8	伊那支部	廣瀬 幸雄	24. 6. 8	長野支部	齊藤 正	24. 6. 30

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

小林 弘道 殿 (上田) 高橋 義貞 殿 (北信)

平成24年 5月 平成24年 5月

— 単 位 会 変 更 —

東京都行政書士会より移転 (H 24. 6. 1) 諏訪支部 小林 泰三

編 集 後 記

昨年広報部の一員になって任期2年ということで最初の広報部会で「長野県行政書士会会報」の担当決めがあり来年の7月になり、「まだ先のことだ」と思っていたらもう順番が回ってきて驚きです。小口広報部長、佐藤副会長はじめ広報部員の積極的な活動で楽しく時間が過ぎたのだと思います。昨年はFM佐久平のラジオ番組の出演、松本・長野・佐久でのパンフレット配り、阿部知事との対談、そして今年に入ってホームページのリニューアルと大きな活動がありました。ホームページについては今後も大事な活動です。広報部の仕事は広報誌を制作する他に外に向けての広報活動をすることで行政書士の知名度を上げ行政書士への依頼が増えるようにすることだと考えています。今年は南信方面でまずは飯田で“飯田りんごん祭り”の時に広報活動する予定です。各地域を順番に回りますからご期待ください。

(広報部 高見澤)

115号 クロスワード★パズル こたえ

115号に掲載しました、クロスワード★パズルのこたえです。皆さんは正解でしたか。

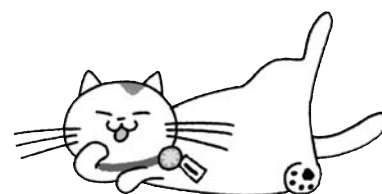
こたえ シンセイシヨルイ (申請書類)

たくさんのご応募をありがとうございました。広報部にて厳格な抽選を行い、正解者5名の先生方に図書カード1,000円分をお送りいたします。次回もお楽しみに！！

1 イ _D	□	8 ハ		14 サ	シ _A	18 ガ ^{''}	22 ネ
ツ		9 サ	11 セ _C	ン		19 ク	ジ
2 コ	6 ク	ミ	ン		17 ホ ^{''}	レ	ロ
3 ク	シ		12 モ	ク	セ	イ _H	
	7 ヤ	シ _E	ン		イ		23 カ
4 ヨ _F	ミ		13 カ	15 ニ		20 ヒ	マ
ワ		10 サ		16 ヒ	ン _B	カ	ク
5 リ	サ	イ	ク	ル _G		21 リ	ラ

答えは・・・

A シ	B ン	C セ	D イ	E シ	F ヨ	G ル	H イ
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りです。(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者(個人・団体を問わず)の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面(メール含む)で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール : gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会長 山崎 隆二

編集者 広報部長 小口 敬子

印刷 三和印刷(株)

おかげさまで 民間分析機関 受付実績 **No.1**



電子申請支援システム 建設業統合版
平成24年 7月改正 **新経審対応**

新評点シミュレーション

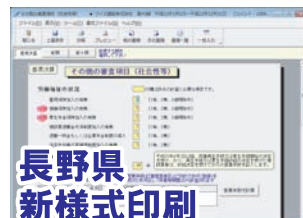
社会性の変更部分の新旧評点比較が簡単です

新書式 申請書類作成

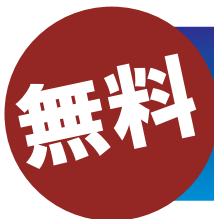
長野県はじめ47都道府県書式での印刷ができます



かんたん
評点計算



長野県
新様式印刷



1年間は無料
年間3申請で**保守料金・バージョンアップ料金不要**

年間3申請に満たない場合も有償にての更新が可能です。

経審



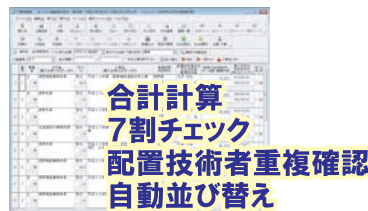
評点計算
申請書類作成

建設業許可



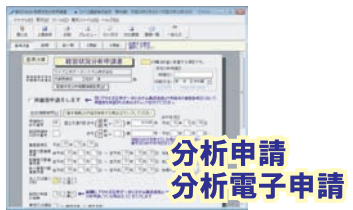
許可・更新
変更届

工事経歴



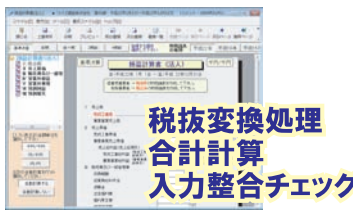
合計計算
7割チェック
配置技術者重複確認
自動並び替え

分析/電子申請



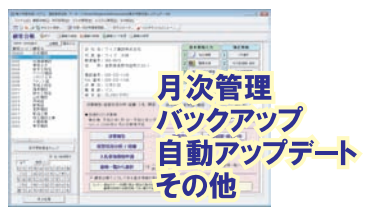
分析申請
分析電子申請

財務諸表



税抜変換処理
合計計算
入力整合チェック

顧客管理



月次管理
バックアップ
自動アップデート
その他

すぐに
ご利用できます

1. 経営状況分析セット
2. 建設業ソフトCDを

**【無償】
送付します**



①ホームページから
ワイズ公共 検索

または

②お電話にて
026-232-1145

③または右欄に必要事項を
ご記入いただきFAXにて
ご送信ください。

FAX 026-232-1190

事務所名	ご担当者様
TEL	FAX
ご住所	
〒	-

国土交通省登録 経営状況分析機関
登録番号4

ワイズ公共データシステム 株式会社



本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145

おかげさまで、申請受付実績
民間分析機関 No. 1

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目11番地1 23山京ビル7階 TEL 011-802-7685
大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階 TEL 06-6948-6615
福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダウインチ博多シティ3階 TEL 092-292-8101